

遠野市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 多田 一彦

遠野市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量を低減することを目的に、補助事業者が行う事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（第4条において「補助対象者」という。）は、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第3で定める取組実施者（農業者の組織する団体等）として採択された者とする。

(補助の対象となる経費等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者が提出しなければならない規則で定める書類及びその提出期限は、別表第2のとおりとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更とは、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 収支予算書に掲げる経費の30パーセントを超える増減を伴う変更
- (2) 補助金交付決定額の増減を伴う変更

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条に規定する通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(前金払)

第7条 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、遠野市肥料価格高騰対策事業費補助金前金払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を前金払するものとする。

(補助金の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、規則

第15条第2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、規則第16条第1項の規定により返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。

(補助金の経理書類の保管)

第9条 補助金に関する帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間（前条第1項に規定する財産がある場合にあっては、当該財産の耐用年数に相当する期間）とする。

2 補助事業者は、前項に規定する書類について、市長の求めがあったときは、速やかに市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年12月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
肥料価格高騰対策事業	<p>次の算定式により算出された肥料費の価格上昇分とする。</p> <p>$\frac{\text{当年の肥料費（注1）} - (\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率（注2）})}{\text{使用料低減率（0.9）}}$</p> <p>注1 「当年の肥料費」とは、令和4年6月から10月まで及び同年11月から令和5年5月までの期間に購入した肥料費をいう。</p> <p>注2 「価格上昇率」とは、肥料価格高騰対策事業実施要領において肥料価格上昇率として示された割合をいう。</p>	10分の2以内

別表第2（第4条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	遠野市肥料高騰対策事業費補助金交付申請書 1 委任状 2 事業計画書 3 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	遠野市肥料価格高騰対策事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 その他市長が必要と認める書類	第4号 第3号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	遠野市肥料価格高騰対策事業費補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 その他市長が必要と認める書類	第5号 第3号	別に定める日

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

遠野市長 様

取組実施者 住所
団体（組織）名
代表者名
電話番号

遠野市肥料価格高騰対策事業費補助金交付申請書

年度において、遠野市肥料価格高騰対策事業費補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

金 円

様式第2号（第4条関係）

委任状

年 月 日

遠野市長 様

参加農業者 住所
氏名

私は、誓約事項を了承の上、下記の者を代理人と定め、 年度遠野市肥料価格高騰対策事業費補助金に係る申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

記

1 誓約事項

- (1) 肥料の購入、農産物の出荷及び販売に関する書類並びに化学肥料低減に関する書類を遠野市に提供することについて了承します。
- (2) 補助対象とする肥料は、自らの生産及び販売に使用し、他者へ譲渡しません。

2 代理人（取組実施者）

所在地
名称

様式第3号（第4条関係）

事業計画（実績）書

1 参加農業者数（件数） _____ 人（件）

2 所要額 _____ 円

3 事業完了（予定）年月日 _____ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 参加農業者名簿
- (2) 参加農業者の肥料購入に係る領収書又は請求書若しくは注文書の写し
- (3) 参加農業者の農産物販売実績を証明する書類

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

遠野市長 様

取組実施者 住所
団体（組織）名
代表者名
電話番号

遠野市肥料高騰対策事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった遠野市肥料高騰対策事業について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、遠野市補助金交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて、承認を申請します。

記

1 変更（中止、廃止）する理由

2 変更する内容

備考 変更前と変更後を容易に比較できるように2段書きし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

遠野市長 様

取組実施者 住所
団体（組織）名
代表者名
電話番号

遠野市肥料高騰対策事業費補助金請求書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった遠野市肥料高騰対策事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求額 金 円
(補助金交付決定額 金 円)

2 振込先

金融機関・支店名	種類	口座番号	口座名義人（フリガナ）
	普通当座		